バイスタンダー見舞金について

誰もが安心して応急手当ができるための環境を整え、普及啓発を推進することを目的として、バイスタンダー見舞金を支給します。

『バイスタンダー見舞金とは？』

富岡甘楽広域消防本部が管轄する地域で発生した救急現場で、救急業務に協力し、応急手当を実施した際に偶発的な事故によって、「感染症にり患した疑いがあり、感染症の検査を受けた場合」に見舞金をお支払いするものです。

ただし、応急手当を実施した事実及び応急手当の実施に伴うものであることが、富岡甘楽広域消防本部として客観的に判断できる場合となりますので、全てのものに適用されるとは限りません。

その適用要件や見舞金の請求等に関する内容につきましては、「応急手当に係る見舞金支給基準」をご覧ください。
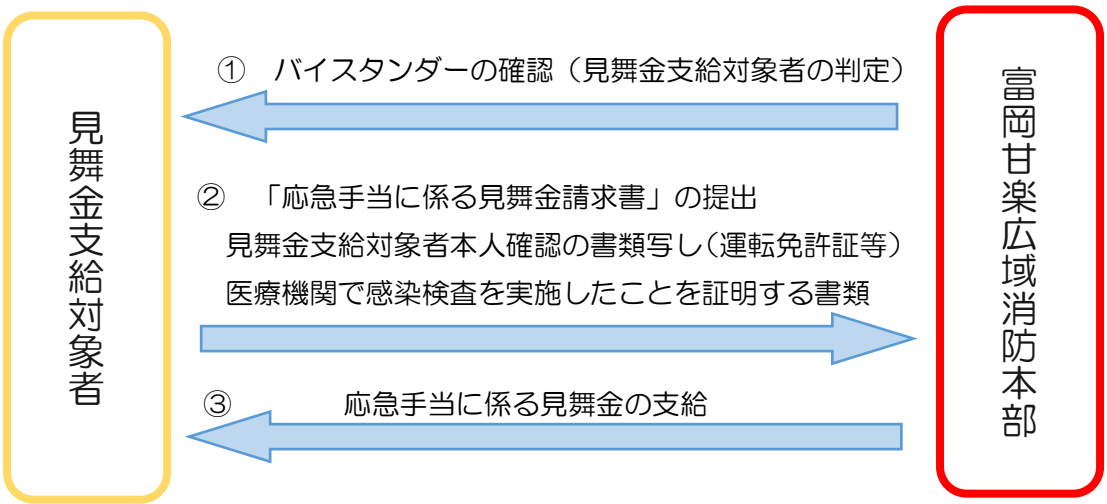
【見舞金請求の一般的な流れ】